

資料

＜資料＞低所得の定義についてのテクニカル・ノート

【世帯所得の推計】

貧困指標として最も普及しているものは、所得データを用いて算出される相対的貧困率である。日本においても、厚生労働省が「国民生活基礎調査」の世帯所得データを用いて貧困率を推計、公表している（厚生労働省 2014）。この方法は、世帯のすべての世帯員の詳細な収入・所得（公的年金、児童手当などの社会保障給付金および所得税、住民税、社会保険料などの支払い金）の把握が必要なため、本調査のような自記式の質問紙調査においては正確な金額の把握が困難である。調査対象者は、多くの場合、自分や家族の所得を1万単位で覚えておらず、そのため、カテゴリ値として設問を設計せざるを得ない。本調査においても、収入を100万円単位のカテゴリ値で聞いており、そのため、最大99万円の所得のブレが発生している可能性がある。また、公的年金や児童手当、児童扶養手当などは、銀行口座に振り込まれていることも多く、また、税や社会保険料についても源泉徴収されているため、調査対象者がその金額を正確に把握していないことも多い。

本調査では、各世帯における世帯収入の把握のために、以下の設問を保護者票に含めた。

お子さんと生計を共にしている世帯全員の方の、おおよその年間収入（税込）はいくらですか。（あてはまる番号1つに○）

※収入には、勤労収入（パート、アルバイトを含む）、事業収入（自営業等）、農業収入、不動産収入、利子・配当金、個人年金、仕送りや元配偶者からの養育費を含みますが、公的年金と社会保障給付金は除いてお考えください。

※複数の収入源がある場合（お父さまが勤労収入、お母さまに事業収入など）は、おおよその合算値(合計額)を教えてください。

1. 収入はない（0円）、2. 1～50万円未満、3. 50～100万円未満、4. 100～200万円未満、・・・11. 800～900万円未満、12. 900万円以上、13. わからない

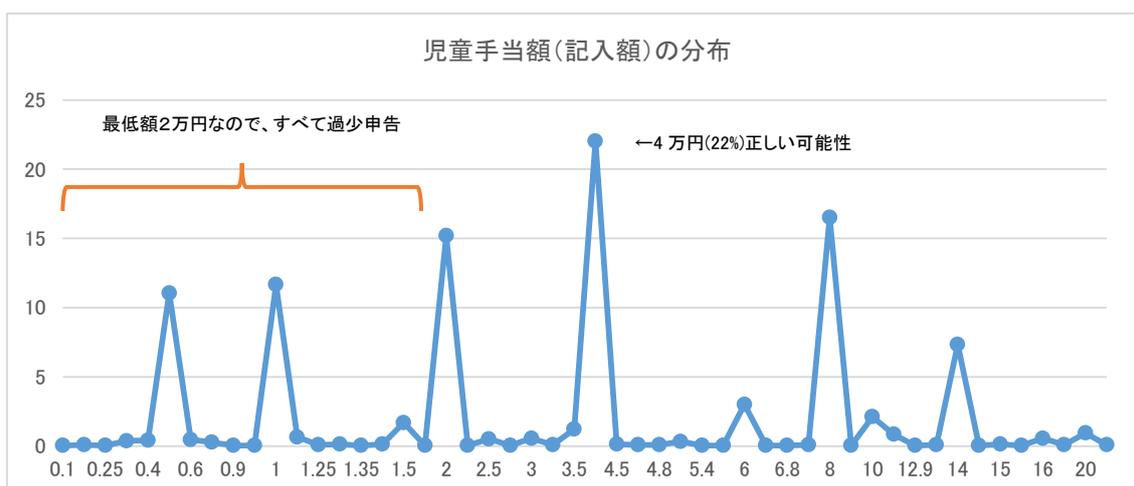
また、この設問の直前の設問に、児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、年金（遺族年金、老齢年金など）、生活保護の6の社会保障給付について、それぞれ1回あたりの支給額を書くようお願いした。上記の世帯収入については、それら社会保障給付は含めないように記述した。これは、社会保障給付の記入漏れや、社会保障給付とその他の収入との混合を避けるためである。

しかしながら、社会保障給付においては、記入漏れや記入間違いと思われる回答が散見された。一例として、小学5年生の保護者の回答による児童手当額（4か月分）の分布を見ると、参考表1のとおりであり、児童手当1人分、2人分、・・・の金額と異なる値が多い。

そのため、本稿の低所得率の推計に当たっては、明らかに間違いと思われる数値は修正した数値を用いている。

<参考図：

テクニカル・ノートー1 小学5年生の保護者による児童手当額（記入額）の分布>



本調査にて、世帯収入は上記のカテゴリ一値の中央値に、社会保障給付を1年分に換算した金額を足した数値とした。

【低所得率の推計】

低所得世帯は、世帯所得を、世帯人数の平方根で除した値（等価世帯収入）を、厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」から算出される基準値を下回る世帯と定義した。基準値は、平成27年国民生活基礎調査の世帯所得の中央値（427万円）を同年調査の平均世帯人数（2.49人）の平方根で除した値の50%（135.3万円）である。

なお、この値は世帯所得の把握の方法や、可処分所得ではなく、当初所得を用いている点などの違いがあるため、厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」にて公表されている「子供の貧困率」（16.3%）と比較できるものではない。